

令和6年10月31日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年10月31日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第49号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第50号 呉市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について

報告事項

- 第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第2号 非農地証明について
- 第3号 非農地判断について

出席委員

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 柏木 健二 | 2番 田中 慎二 | 3番 谷 新子 | 4番 宮脇 和幸 |
| 5番 横段 登 | 6番 高本 光之 | 7番 立花 達也 | 8番 水場 光輝 |
| 9番 今井 満 | 10番 亀山 博司 | 11番 秋光 貴志 | 12番 岡本 亮二 |
| 14番 大道 正孝 | 15番 竹内 誠 | 16番 新田 隆次 | 17番 石田 尚則 |
| 18番 神藤 敦美 | 19番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 13番 島田 徹幸

推進委員

- 林 敏夫 高畑 保久

事務局

- 坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(北村) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、14番 大道委員、15番 竹内委員を指名します。なお、本日の欠席通知は13番 島田委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「農用地利用集積計画(案)」, 資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」, 資料3「呉市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準」を送付しています。また、本日配付した、資料4「呉市の農業振興に関する要望について」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、郷原町字オケ峠〇〇〇〇番〇, 地目は畑, 面積は945㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は借受地を譲り受けて農業経営を継承して、果樹を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員 : 2番 田中です。申請地は、グリーンヒル郷原の近くにあります。譲受人は、譲渡人のお孫さんです。若い人が農地を守って行く、良い事案だと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番と3番は譲受人が同一で、4番についても関連がありますので、一括して、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番〇、面積は85㎡。3番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番〇、面積は48㎡。4番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番〇、面積は202㎡です。いずれも地目は畑の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、音戸町の畑集会場の近くにありますが、写真では、荒れているように見えますが、草刈も行われており、保全管理されています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

大道委員：14番 大道です。議案の2番と4番は、譲渡人と譲受人が逆である。これは、交換したと理解して良いか。

高本委員：6番 高本です。3番の申請人を含め、使い勝手の良い方向で話し合った結果です。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、倉橋町字大道川東〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は362㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、業務多忙により耕作が困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、宇和木の東に位置します。写真の左に譲受人の畑があり、きれいに管理されています。申請地も適切に管理して頂けるものと考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町内海南1丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は1,758㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、売買するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心地で民家と農地が点在する場所にあります。譲受人は、最近、農地法第3条許可を受けて新規就農された方です。太陽光発電施設の予定地でしたが、その話が無くなり、今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、蒲刈町向字北奥〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は181㎡の第2種の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 畑 委 員：推進委員 高畑です。写真の下に譲渡人の自宅があり、申請地の上に農道が通っています。現在、柿、梅、ビワ等の果樹が植えられていますが、スモモに改植されるとのことでした。ご審議の程よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊浜町大字豊島向字代間〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積の合計は、783㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が出来ないため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、カンキツを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、豊島大橋の下にあります。写真では、ネットが張られている農地で、農道の上下がそうです。現在、南津海（なつみ）が栽培されています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は148㎡の第2種農地です。隣接地にある会社への進入路とするため所有権を移転するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。音戸町田原地区の国道沿い、早瀬にあるコンビニから呉側に200m程行った所にあります。数十年前から放置されており、農地としての利用は考えられず、許可で良いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に議案第48号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業経営基盤 強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、資料の「農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤 強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料の1ページをご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、豊町大長字南安土(みなみあづち)〇〇〇番〇外4筆で、合計面積は6,448㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に2ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した 共通事項です。3ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、11月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、事務局の説明のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

(農林水産課着席)

議 長：次に議案第49号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、ご説明いたします。まず、この計画の制度についてですが、この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としており、必要に応じて計画変更を行うこととしております。この度、この計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、議案として提出したものです。それでは、計画変更の内容についてご

説明いたします。従来より、ため池整備事業について、呉市農林土木課と広島県において調査等の調整が行われてきたところですが、この度、令和7年度に安浦地区の中池（延相上池）地区の整備事業を実施するはこびとなりました。事業実施にあたり、呉農業振興地域整備計画に盛り込む必要があるため、配付しております資料の赤字部分を追加して変更するものです。簡単ではございますが、以上で「呉農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらよろしくお願い致します。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農林水産課の説明のとおりで、ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は説明のとおり決定します。

（農林水産課退席）

議 長：次に、議案第50号「呉市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：呉市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）についてです。資料は、別紙の資料3です。農業委員会で、今年度タブレット端末機9台導入する計画で、今月契約を完了し納品されました。タブレット端末機を今後活用していくため、委員の方に貸し出しすることを想定していますので、あらかじめその運用基準を定めておく必要があるため、総会で審議するものです。運用基準の内容については、タブレット端末機には、個人情報が含まれておりますので、貸し出す場合の注意事項になります。万が一タブレット端末機をなくした場合は、個人情報の漏えいに繋がります。実際に、昨年度、某農業委員会で国の事業で導入したタブレット端末機を紛失し、その事実の報告が数か月後になった事案が発生しております。国や県や農業会議に報告したり、市の内部や議会への報告、報道発表する事態になり、農業委員会に対する信用を失うこととなりますので、その取り扱いには十分注意していただきたいと考えています。今後、委員の皆さんにタブレット端末機を活用していただくため、使い方の研修を行い、実際に現地調査や農地パトロールで利用していきたいと考えています。タブレット端末機の貸し出し方法については、短期で貸し出すのか、ある程度、長期間で貸し出すのか色々あると思いますので、使い勝手のいい方法を考えていこうと思っております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

林 委 員：推進委員 林です。タブレットの普及は、ペーパーレスの一環でしょうか。

事 務 局：はい。その通りです。その他、農地パトロールでの活用を図りたいと考えています。

岡 本 委 員：全委員に行き渡るのは、何時になりますか。関東では、2007年には、使用開始している。呉市は、遅れていると思います。

事 務 局：何時になるかの明言はできませんが、活用状況を考慮しながら増やして行きたい。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、事務局の説明のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第5条の規定による届出が4件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第2号の非農地証明申請について6件を証明し、報告事項第3号の非農地判断について233件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議 場：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：それでは、資料4をご覧ください。呉市の農業振興に関する要望について説明します。

9月の総会でも話をさせていただきましたが、令和6年9月の役員会において、令和8年度予算の呉市の農業振興に関して、農業委員会から農林水産課へ要望を行うことになりました。つきましては、農業委員・推進委員の皆さまから意見の取りまとめを行いますので、令和6年12月6日（金）までに別紙に記入の上、農業委員会事務局まで提出をお願いします。取りまとめた意見は、役員会で精査のうえ、総会に諮った後、農林水産課に要望を行うこととしています。なお、意見が無い場合は、別紙の提出は不要です。次に別紙をご覧ください。意見の欄に書ききれない場合は、別紙を添付していただいてもかまいません。記載例は、過去に農林水産課との意見交換会で出た意見を参考として記載していません。最後に、添付資料の令和6年度 呉市の農業振興をご覧ください。呉市では農業の振興策を、次の4つの対策を基本に取り組んでおります。1 担い手育成 2 産地育成 3 農地保全 4 有害鳥獣です。農業関係の支援制度に関する資料となっておりますの

で、参考としてください。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。10月1日に世羅町で会長及び農業委員会事務局長研修がありました。2日の午前中には、現地研修ということで、2件視察しました。1件は、集落営農法人で450haの大規模農園でした。2件目は、新規就農者が野菜作りを頑張っているところを見させて頂きました。午後から呉市に帰り、都市計画審議会の事前説明を受け、翌々週の16日に都市計画審議会に出席しました。10月18日は、広島県農業会議の常設審議委員会に出席してきました。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第11回総会は、11月29日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)

以上は、令和6年第10回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....